



北後広総第119号
平成20年8月1日

審査庁
北海道後期高齢者医療審査会
会長 伊 藤 隆 道 様

処分庁

北海道後期高齢者医療広域連合長

大 場 倭



弁 明 書

次のとおり弁明いたします。

1 事件の表示

審査請求人 (以下「請求人」という。) が平成20年5月29日に提起した後期高齢者医療被保険者証交付処分についての審査請求 (126号)

2 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求めます。

3 審査請求の理由に対する認否

本件処分は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」といいます。）第17条第1項に基づき適正に行われたものであり、請求人の主張はいずれも理由がないため、否認します。

4 弁明の理由

(1) 事実

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」といいます。）第50条及び第51条は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者について定め、省令第17条第1項は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、被保険者証を交付しなければならない旨定めます。本件処分は、これらの法令に基づき適正に行われたものです。

(2) 主張

① 請求人は、これまで被用者保険の被扶養者であったのに、脱退させられ、後

期高齢者医療制度に強制的に移行させられたとし、合理的な説明と本人の意思確認や自発的な手続も経ず、今までの保険から脱退させられ、後期高齢者医療に強制加入させられることは、憲法第13条（個人の尊重）に違反すると主張しますが、国民の共同連帯の理念等に基づき、法律によってこの制度は設けられたものであり、制度に加入し、自らも一定程度の負担を負うことは、高齢者の医療を互いに支え合うという公共の福祉の実現という目的にかなうものである以上、憲法第13条に違反するとはいえないものと考えます。

- ② また、請求人は、75歳という年齢だけで別の医療制度をつくり、全員から強制的に保険料を徴収し、診療報酬で医療の制限を図ろうとすることは差別であり、憲法第14条の「法の下の平等」に違反すると主張します。

後期高齢者医療制度は、これまでの75歳以上の高齢者の医療機関における自己負担の水準を、将来にわたって維持するためにつくられたものです。医療機関における自己負担はこれまでどおり原則1割とし、残る医療に要する費用のうち、約1割を高齢者自らの負担とし、残る約5割を税金、約4割を他の保険からの支援金で賄うこととすることで、社会全体で75歳以上の高齢者を支える仕組みを明確にしようというものです。

このように、後期高齢者医療制度は、統計上医療を要する比率が高くなる75歳以上の高齢者に係る負担が過大になることがないよう、他の世代と比べて医療を受ける際の自己負担を低い水準で維持する目的で設けられたもので、このことは、社会保障の目的を実現する施策として、相当の理由を有する区分けと考えられ、憲法第14条に規定する法の下の平等に違反するものとはいえないものと考えます。

- ③ 現在、国民の大多数における生活の実態は決して裕福なものとはいはず、殊に北海道内においては、その傾向は顕著なものとなっております。今後さらに加速すると見込まれる少子高齢化や超高齢社会を控え、北海道内の住民の今後の生活に対する不安は極めて大きく、請求人のみならず、種々の施策に対する不安や不満の声が大きくなっていることは紛れもない事実です。本広域連合としても、この心情は理解するところであり、これらの住民の声を真摯に受け止め、後期高齢者医療制度が真に高齢者のための制度として受け入れられるべく、この制度の運営の改善に向けてより一層必要な努力を行っていかなければならないことを改めて痛感しております。

しかしながら、後期高齢者医療制度は、このような社会の情勢の下、国民の共同連帯の理念等に基づき、国民の高齢期における適切な医療を確保し、また、高齢者の福祉の増進を図ることを目的として創設された制度であり、本件処分に関しては、前号に記載したとおり、適法かつ適正に行われたものですので、

これを取り消すこととする理由はないものと考えます。以上の理由により、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求めるものです。

5 添付書類

- (1) 保険料台帳
- (2) 関係法令（抜粋）